

目次

P1

- はじめに
条例のもとになる考え方

P1～2

- [第1章 基本的な事項]
＜第1条 この条例の目的＞
＜第2条 この条例のなかで基本となる用語＞
＜第3条 この条例の位置付け＞
＜第4条 まちづくりの基本となる考え方＞

P3

- [第2章 まちづくりのあるべき姿]
＜第5条 人を大切にすまちづくり＞
＜第6条 地域コミュニティを大切にするまちづくり＞
＜第7条 自然環境を守るまちづくり＞
＜第8条 歴史や文化を守り活力あるまちづくり＞

P4

- [第3章 町民の権利と役割]
＜第9条 町民の権利＞
＜第10条 町民の役割＞

P4～6

- [第4章 まちづくりの原則と仕組み]
{第1節 町民参加の推進}
＜第11条 行政運営への町民参加＞
＜第12条 住民投票の請求＞
＜第13条 住民投票＞
＜第14条 町民によるまちづくり活動の推進＞

{第2節 情報共有の推進}

- ＜第15条 情報公開＞
＜第16条 情報提供＞
＜第17条 個人情報の保護＞

P6～7

- [第5章 町民のための議会]
＜第18条 議会の役割＞
＜第19条 町民に開かれた議会＞
＜第20条 議員の役割＞

P7～8

- [第6章 町民のための行政]
{第1節 町長及び職員の役割}
＜第21条 町長の役割＞
＜第22条 職員の役割＞
{第2節 行政運営の基本}
＜第23条 行政運営の基本＞
＜第24条 総合計画等＞
＜第25条 行政評価＞
＜第26条 財政運営＞

P9

- [第7章 他の自治体等との協力]
＜第27条 他の自治体等との協力＞

P9

- [第8章 条例の見直し]
＜第28条 条例の見直し＞
＜第29条 まちづくり基本条例委員会＞

P10

- [附則]
平成22年4月1日から施行します。